

平成 27 年度

**第二回 西都児湯二次医療圏
地域医療構想調整会議**

日 時 平成 27 年 11 月 10 日 (火)
午後 5 時から 6 時まで

場 所 高鍋保健所 2 階 研修室

平成 27 年 11 月 10 日

地域医療構想策定委員会への意見（案）

西都児湯二次医療圏地域医療構想調整会議

標記について、以下のとおり提出します。

当該構想は、今後の地域医療のあり方を方向づけるものですので、構想の策定にあたっては、貴委員会において、十分な議論をお願いします。

I 今後の西都児湯二次医療圏のあり方

- ・国が重点対策が必要としている 5 疾病のうち、脳卒中及び急性心筋梗塞は、迅速な措置の可否が生死や予後の経過を大きく左右する。

脳卒中をはじめとした脳血管疾患に関しては、専門医が少ない現状にあるが、医療圏内において可能な限り 2 次救急レベルまでの措置を行っている。

また、急性心筋梗塞をはじめとした循環器疾患に関しては、医療圏内においてトリアージや救急措置ができる体制を今後とも充実していきたい。

- ・医療圏内には、医師等を確保し、地域の手術ニーズを意欲的に担っていこうとする病院や高齢者の急変時の入院治療を積極的に担っていこうとする病院があるなど、地域住民ができるだけ医療圏内の身近な病院で治療を受けられるよう、診療機能を充実する動きが見られる。
こうした動きは、住民の医療に対する満足度を高めることにつながるものである。

II 構想区域

- ・目標年度である 2025 年度において、現在の患者流出・入の状況が大きく変わることは考えにくいが、構想区域については、地域医療構想策定ガイドラインが想定している現行の二次医療圏とする。

III 地域の実情等

- ・平成 25 年（2013 年）に策定された宮崎県医療計画において、がん、急性心筋梗塞、小児を含む救急医療、周産期医療の医療圏は県央地区に包摂されており、管内の病院に聴き取りを行ったところ、高度急性期については、将来的にも県央地区に頼らざるをえないという意見であった。
- ・当医療圏は、宮崎市内からの通いの医師も多く、夜間救急・当直において宮崎大学医学部等からの派遣医師の果たす役割が大きい。また、在宅医療のかかりつけ医として、夜間の迅速な対応が難しい場合が多い。

- ・医療費削減の面から見れば、在宅医療を進めることは、一定の効果があると思われるが、在宅医療を担う家族構成員の就労が制限されることになり、都市部と比べて所得水準の低い当医療圏内では、世帯の一部が、生活保護レベルに陥ることが考えられ、また、このことは患者の療養環境の悪化にもつながる。

IV 地域の実情等を踏まえた意見

- ・介護保険法第5条は、「地方公共団体は、被保険者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう努めなければならない」としており、これは厚生労働省が平行して進めている『地域包括ケアシステム』の理念規定になっている。

従って、構想としての**2025年度必要病床数**は、同じく患者を中心据えた、**患者住所地ベース**のものが基本であると考える。

- ・しかし、県内の各2次医療圏が、多数の専門医による集学的な医療となる高度急性期医療をそれぞれで担うことは、医師のマンパワーの分散にもつながるため、西都児湯二次医療圏に係る**高度急性期医療**については、**今後とも宮崎大学附属病院を中心とした県央地区に担っていただきたい。**

- ・さらに、**慢性期病床**については特例を適用していただきたいが、国が想定する慢性期病床の考え方では、A・B・特例いずれにおいても、2013年の実績時点で、医療区分1の入院患者の7割が在宅としてカウントされており、**医療従事者の乏しい当医療圏で慢性期病床**を国が想定どおりに削減することは、在宅医療の負担により**医師をはじめとした医療従事者の疲弊**を招くとともに、在宅で十分な医療を受けられないいわゆる**医療難民**を生じることにつながりかねず、また認知症高齢者の増加を考えれば、認知症を伴う患者に対する医療提供体制の整備も不可欠であるので、**これらを踏まえた構想の策定及びその後の指導・勧告をお願いしたい。**

V 地域医療構想を推進する上で必要と考える施策等

- ・病院の診療機能を充実し、二次医療圏内の地域住民の利便性を高めようとする動きがあるので、**関係機関の御支援・御協力をいただきたい。**
- ・また、**病床機能の転換**を促す上で、活用のしやすい財政的支援策を講じなければならない。
- ・さらに、医療費は削減されたが全体として見た社会保障費が増大し、患者の療養環境が悪化し、医療従事者の疲弊を招くようでは、本末転倒であり、**慢性期病床の削減・在宅医療の推進**は慎重に進めるべきものである。